

財内第106号

平成25年10月1日

各部、課（局・署）長 様

副市長

平成26年度予算編成について（通知）

平成26年度予算について、次のとおり編成方針を定めたので、これに基づき予算調書を作成し、所定の期日までに提出してください。

記

1 新年度予算の編成について

本市の財政は、本通知に添付した「過去5年間の普通会計歳入歳出決算額及び主要財政指標の推移」のとおり、平成24年度決算は、単年度収支が黒字となったものの、評価替えによる固定資産税の落ち込み等により、市税決算額の減少傾向に歯止めがかからず、依然として厳しい状況が続いている。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された健全化判断比率は、いずれも健全段階を示しており、経常収支比率も退職者数の減少等により、83.4%と県下市平均を1.8ポイント下回るなど財政の健全化に一定の前進が図られたものの、人件費比率が19.1%と依然として県下市平均を1.6ポイント上回っており、財政の弾力性を阻害する要因となっている。

さらに、景気は改善傾向にあるとの判断がなされているところであるが、観光を主幹産業とする本市においては、その影響が現れるには時間がかかることから、市税の早期の増収は見込めず、加えて、地方交付税や国・県支出金については、依然として不透明な状況にあるなど、歳入全体としては、引き続き、厳しい環境が続いていくものと予想される。

一方、歳出では、人件費については、この間の給与構造改革などの見直しや定員の適正化に加え、退職手当が一定のピークを越えたことから、全体としてはほぼ横這いで推

移していく見込みである。しかしながら、義務的経費のうち扶助費については、社会保障関係経費の増嵩により、今後も更に上昇していくことが見込まれ、これに伴い国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金の増加は不可避である。また、公債費についても、大規模建設事業である環境美化センター更新改良整備事業の実施に伴い借入れる地方債の償還による増加が見込まれることから、将来負担に備えるため、今後しばらくは普通建設事業費を抑制しつつ、減債基金等への計画的な積立てをしていく必要がある。

このような現在の財政状況と将来負担のバランスを念頭に置きつつ、本市の財政状況に対する理解を全ての職員に徹底するようお願いするものである。

国は、平成26年度の地方財政の課題として、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「中期財政計画」を踏まえ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額については、実質的に前年度と同水準を確保するとしており、また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を踏まえ、財政健全化に向けた取組を着実に進めるとともに、第三セクターや公立病院、地方公会計等の改革を推進していくこととしている。

本市においても、サマーレビューを始めとする事務事業の見直しや人件費の抑制などこれまでの努力を決して緩めることなく、引き続き行財政改革を推進し、厳しい状況にあっても、市民の信頼に応える行財政運営を行うための取組を進めるものとする。

2 編成の基本方針について

平成26年度の予算編成は、夢と希望の実現に向け、本市の将来像である「ずっと住みたい また来たい 健康保養都市 いとう」を目指し、市民幸福度向上のため、市民と行政が協働し、知恵を出し合い、未来を見据えたまちづくりを進めていく「未来協知」の取組をより具体的に実行に移すための市長経営方針である「『未来協知』の実践」に基づいた各種施策の展開を念頭に置きつつ、予算編成に当たること。

また、サマーレビューの成果を反映するために、以下の基本方針で取り組むこととする。

- (1) 枠配分経費、政策的経費の事業分類を問わず、原則として、サマーレビューにおける見直し後に算出した平成26年度事業費を、予算要求額の上限とする。ただし、副市長ヒアリングにおける指摘事項を踏まえた要求とすること。
- (2) 上限枠以内の要求であっても、平成26年度の歳入総額の見込みとの兼ね合いで、

査定を行うこととする。

- (3) 「縮小」や「簡素・効率化」等、各課の見直しの努力が反映されている事業については、査定段階において配慮することとする。
- (4) サマーレビューにおける「廃止」事業に係る予算要求は認めない。ただし、サマーレビュー後の事情の変化等により「廃止」が困難となった特段の理由のある事業については、財政課と協議すること。
- (5) サマーレビューの調書に掲載されていない「新規」事業は、原則として予算要求を認めない。ただし、「廃止」事業同様、サマーレビュー後の事情の変化等によって要求する「新規」事業がある場合は、財政課と協議すること。
- (6) 政策的経費については、部ごとに前年度当初予算額の100%の上限枠を設けるので、「新規」及び「重点化」事業などについても、各部で十分に調整した上で、その範囲内で要求すること。(消費税増税分については、別途考慮する。)
- (7) 市長経営方針である『未来協知』の実践に沿って構築された「新規」事業(現行の事業についてリニューアル等の見直しを実施した結果、「新規」事業として要求する場合も含む。)については、別枠での要求とし、(1)及び(6)の上限枠の範囲内には含まないこととする。

なお、本要求については、査定段階において特段の配慮をする予定でいるので、創意工夫をして、経営方針反映部分及び事業効果等を明らかにした上で、積極的に要求をすること。

これらの方針に基づいて、サマーレビューの成果を予算に反映させることにより、来年度以降の健全財政の定着を図るとともに、未来を見据えたまちづくりの取組の具体化を目指すこととする。

3 予算要求要領

編成の基本方針に基づきサマーレビューの成果を予算に反映させることを原則とするが、以下の諸点に留意の上、不断の見直しを行いつつ予算編成に取り組むこと。

- (1) 平成26年度予算は、市民が真に求めている事務事業を厳選し、年間予算を編成するものとする。
- (2) 第四次総合計画の目的・目標の実現に意を注ぎつつ、現場主義に基づいた市民本位の目的指向型行政運営を目指し、編成に取り組むものとする。
- (3) 予算要求に当たっては、これまでの施策を改めて見直し、行政関与の必要性や民間

委託の可能性、経費支出の効率化、費用負担のあり方及び費用対効果、将来の財政負担等について総合的に検討した上で、各種施策の優先順位を判断し、事業の徹底的な峻別を行うこと。

- (4) 年々増大する財政需要に対応するため、財源の積極的な確保に努めると同時に、既定の経費についても、従来の経緯にとらわれることなく、更なるスクラップアンドビルドを積極的に進め、事務事業の大胆な見直しや整理統合を行い、経費の節減に努めること。
- (5) 事務事業の民間委託については、経費節減の手段であることを踏まえ、新たな委託の検討とともに、既に委託している事業の委託料節減の見直しを行うこと。
- (6) 経常的経費の積算に当たっては、徹底した経費の節減に努めることはもとより、事業の廃止を含めた見直しを行うこと。
- (7) 政策的経費については、部内において各課間の調整を十分に行い、要求額は、新規事業や重点化事業も含め、前年度当初予算額の100%の額を限度とする。(消費税増税分については、別途考慮する。)

ただし、市長経営方針である「『未来協知』の実践」に沿って構築された「新規」事業(現行の事業についてリニューアル等の見直しを実施した結果、「新規」事業として要求する場合も含む。)については別枠とし、「補助金等」、「臨時職員賃金」及び「時間外勤務手当・特殊勤務手当等」についても、限度額に含めないものとする。

- (8) 補助金については、補助の効果、補助対象団体の資金状況等を正確に把握し、補助の必要性を十分に見極めた上で、引き続き、廃止を含め再検討すること。
- (9) 使用料・手数料については、受益と負担のバランスのとれた適正な水準が保たれるよう、引き続き見直しを進めること。

特に、法令等の規定によらない使用料・手数料については、予算編成作業の中で改定を検討すること。

- (10) 負担金については、サマーレビューにおける見直しを踏まえ、その必要性を十分に見極めた上で、廃止を含め再検討すること。
- (11) 債務負担行為は、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすものであるため、設定に当たっては慎重に対応すること。
- (12) 法令で定められた経費や光熱水費・燃料費などの年間必要経費については、決算等の実績や単価の変動等を考慮し、年度中に不足することがないように留意すること。

- (13) 各特別会計は、本市財政の厳しい状況を踏まえ、「会計独立の原則」を再認識して、積極的に歳入の確保を図り、安易に一般会計からの繰出金に依存することのない財政運営に努めること。

予算要求に当たっては、一般会計の編成方針に準ずることとするが、部ごとの限度額からは除外し、それぞれの会計ごとに審査・調整を行うものとする。

4 その他の留意事項

- (1) 各政党、会派からの政策要望や地域からの市民要望等を実現するため、また、議会答弁を踏まえた事業実施のために予算を伴うものについては、各部課内において、緊急性・事業効果等の総合的な検討を行い、必要な予算の計上に努めること。

特に、9月定例会における決算認定に係る審議内容を踏まえた予算の計上に努めること。

- (2) 国県の動向を注視する中で、重点施策などを正確に把握し、新たな補助事業等については、施策の目的や本市における必要性を十分に検討し、事業を厳選すること。

なお、補助不採択を理由として、年度途中で市単独事業に振り替えることは一切認めないので特に留意すること。

- (3) 他の部課と関連する事務事業については、関係部課との連絡調整を十分に行った上で、効率的・効果的な執行ができるよう工夫すること。

- (4) 条例、規則等の整備が必要となる予算要求については、事前に庶務課と協議するなど、準備、対応に遺漏のないよう努めること。

- (5) 適正な予算執行を推進し、繰越事業の発生を極力抑制するため、綿密な事業計画に基づく執行を心がけること。特に、用地の確保を始めとした周辺住民の合意形成や法令等の規制、工期等についての事前調査を十分に行い、執行に際して遺漏のないよう留意すること。

- (6) 情報公開条例の主旨を踏まえ、事務事業の基礎となる予算編成の段階から、行政の透明性を確保する立場で取り組むこと。

- (7) その他、編成に当たっては、事務事業の効果等を十分検討するとともに、将来の財政負担も考慮して、事業の簡素効率化・経費の節減に最大限の努力を払い、予算編成要領に基づく的確な予算計上に努めること。

以上